


次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

<法務>

## 相続登記はムリ！なら 相続人申告登記を！！



内容のご質問等については、TEL 0258-32-3387 担当 長谷川合同事務所 まで

配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

### 開催セミナーのご案内

無料セミナー 対面セミナー形式にて開催

令和8年7月17日(金) 時間: 14:00~15:30 会場: パートナーズPLAZA

内容『AIを『戦力』にする備えは万全ですか?』

講師: パートナーズプロジェクト税理士法人 目黒 大樹

AIを「試す」から「日常の戦力」へ。組織の生産性を変える最新活用術と、経営者が今すぐ整えるべき安全な導入ルール(法人契約・ガバナンス)を徹底解説します。

ワンポイント メール版の詳細です。

R6.4.1 から不動産の相続登記が義務化されています。

義務化されたことにより、原則として相続により所有権を取得した日から3年以内に相続登記を申請しないと10万円以下の過料の適用対象となります。

遺産分割協議がまとまりそうにない、相続関係者がどこにいるか分からないなどの理由で相続登記を3年以内に行うことが困難な場合には相続人申告登記をすることができます。

相続人申告登記をすることによって3年以内に相続登記をする義務は果たしたことになります。

相続登記は被相続人の相続関係者全員を明らかにして申請する必要があるため戸籍謄本等の取得に手間と時間がかかることがありますが、相続人申告登記は被相続人と自分との関係が分かる戸籍謄本等のみで申告することができます。

相続登記と違い、登録免許税も納める必要はありません。

ただし、相続登記ではありませんので後日当該不動産を売却等するような場合は相続登記を申請する必要があります。